

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 13 号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 60 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割り振りの基準等）</p> <p>第 2 条の 2 任命権者は、条例第 3 条の 3 の規定に基づき、職員の週休日（条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4 週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に 8 日（条例第 3 条第 3 項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び<u>条例第 3 条第 4 項に規定する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</u>にあつては、8 日以上）の週休日を設け、勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」とい</p>	<p>（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割り振りの基準等）</p> <p>第 2 条の 2 任命権者は、条例第 3 条の 3 の規定に基づき、職員の週休日（条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4 週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に 8 日（条例第 3 条第 3 項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、8 日以上）の週休日を設け、勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き 12 日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないようにしなければならない。</p>

う。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員の職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により週休日を4週間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)については8日以上)とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにするとともに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合に限り、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(年次休暇の日数)

第10条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員の職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により週休日を4週間につき8日(再任用短時間勤務職員)については8日以上)とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにするとともに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合に限り、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(年次休暇の日数)

第10条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員（条例第3条第3項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。））、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び後補充任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であることをいう。）

20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員（条例第3条第3項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。））、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び後補充任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。）のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。） 155時間に条例第3条第2項、第3項又は第4項に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得

(1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員（条例第3条第3項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。））、育児短時間勤務職員等及び後補充任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であることをいう。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5

日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員（条例第3条第3項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。））、育児短時間勤務職員等及び後補充任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるものを除く。）のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。）

155時間に条例第3条第2項、第3項又は第4項に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

た日数

(3) 再任用短時間勤務職員のうち条例第3条第3項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるもの又は任期付短時間勤務職員若しくは後補充任期付短時間勤務職員のうち同条第4項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるもの 20日

第10条の2 条例第9条第1項第2号及び第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び後補充任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 再任用短時間勤務職員のうち条例第3条第3項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるもの又は後補充任期付短時間勤務職員のうち同条第4項に規定する1週間当たりの勤務時間が28時間45分以上であるもの 20日

第10条の2 条例第9条第1項第2号及び第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び後補充任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）とする。

(1)及び(2) (略)

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部人事課)